

取得費 **5%** で申告する前に 見直せる可能性があります

不動産を売却した顧問先について、購入時の売買契約書や領収書が見つからない場合、取得費を売却価格の5%として申告することがあります。しかし、5%で計算すると譲渡所得が大きくなり、顧問先の税負担が重くなる可能性があります。不動産鑑定士が当時の価格水準や公的資料を確認し、取得費を検討するための「取得費意見書」を作成できる場合があります。



このような顧問先がいる場合はご確認ください

- ✓ 購入時の売買契約書が見つからない
- ✓ 相続した不動産で、親の購入金額がわからない
- ✓ 古い土地・建物を売却予定である
- ✓ 顧問先から「取得費は5%になるのか」と相談を受けた
- ✓ 売却価格は決まったが、税負担が心配である

購入時の資料がなくても、 取得費を再検討できる場合があります



不動産鑑定士が、取得時の価格水準、公的資料、固定資産税課税明細書、登記情報などを確認し、取得費を検討するための資料を作成します。

税理士先生の申告判断を補完する資料としてご利用いただけます。

無料事前判定でわかること



取得費意見書を作成する価値があるかどうかを、正式依頼の前に無料で確認できます。

地番、取得時期、売却価格、固定資産税課税明細書または登記簿謄本などがあれば、概ね判定可能です。

税理士先生のメリット

- 1 顧問先に説明しやすくなります
- 2 5%概算取得費以外の可能性を検討できます
- 3 申告時の検討資料として活用できます

税理士先生向け 無料事前判定はこちら

LINEで無料相談



顧問先の概要ベースでも
ご相談いただけます

LINE相談対応

お電話でのご相談

☎ **078-778-2260**

✉️ 📧 メール相談・オンライン相談にも対応

※税務判断・税務申告は税理士の業務です。当社は不動産鑑定士として、取得費を検討するための資料作成を行います。